

新労務単価等の運用に係る特例措置について

1. 措置の内容

「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成30年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）の決定に伴い、平成30年3月1日以降に契約を行う工事又は委託業務のうち、「平成29年3月から適用した公共工事設計労務単価」及び「平成29年度設計業務委託等技術者単価」（以下、「旧労務単価等」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、新労務単価等に基づく契約に変更するための協議を行う。

2. 対象案件

平成30年3月1日以降に契約を行う工事又は業務委託のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているもの。

3. 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4. 変更協議の期間

協議書を通知した日を協議開始の日とし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が契約金額の変更額を定め、受注者に通知する。

○ 第 号
平成 年 月 日

(受注者) 様

七尾市長

「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成30年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置による契約金額の変更について(協議)

平成30年 月 日付けで契約締結した下記工事(業務)について、特例措置として、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価及び平成30年度設計業務委託等技術者単価に基づく契約金額に変更することができますので、契約約款に基づき協議します。

なお、本協議書を通知した日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が契約金額の変更額を定め、受注者に通知します。

また、契約金額の変更がなされた場合には、国土交通省土地・建設産業局長通知「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成30年2月16日付け国土入企第28号)の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いいたします。

記

1. 工 事 名 (業 務 名)	〇〇〇〇〇〇工事(業務)
2. 工 事 場 所 (業 務 場 所)	〇〇〇〇 地内
3. 工 期 (履 行 期 限)	自 平成30年〇月〇日 至 平成〇〇年〇月〇日
4. 当初契約金額	¥ _____
5. 契約金額に対する増額	¥ _____ (うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥ _____)

上記については、何ら異議なく同意します。

平成30年 月 日

七尾市長

(受注者)

印